



失業・収入減などで家賃・お住いにお困りの方

『住居確保給付金制度』をご確認ください

住居確保給付金の概要

この制度は失業や自営業廃業といった個人の責任ではどうしようもない理由により、家賃の支払いに困っている方、すでにお住いを失われた方への支援制度です。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、失業・廃業していなくても、次のような理由などで**収入が減った方にも対象が拡大**されました。

- ・ 職場の営業時間が短縮され、シフトが減った。
- ・ 職場が休業となり、勤務日数が減った
- ・ 営んでいる店舗を休業せざるをえなくなった
- ・ 自営業の仕事がキャンセルとなった

また、家賃サポートだけではなく、就労支援も同時に実施し、住宅・就労機会の確保に向けた支援もセットで行います。

給付金を受けるためには、各種条件の確認があります。裏面チェックシートと、表面収入要件と資産要件を確認し、申請手続きを行ってください。手続きはくらしサポートセンターでもご案内いたします。

【収入要件】 世帯全体の収入の合計額が表の金額以下

世帯人数	収入基準額(上限)	家賃額(上限)	収入基準額+家賃額(上限)
1人	8.4万円	3.9万円	12.3万円
2人	13.0万円	4.7万円	17.7万円
3人	17.2万円	5.1万円	22.3万円
4人	21.4万円	5.1万円	26.5万円
5人	25.5万円	5.1万円	30.6万円

【資産要件】 世帯全体の預貯金等の合計額が表の金額以下

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78万円
3人以上	100万円



『新型コロナウイルス市民生活支援総合センター』をくらしサポートセンター守口内に開設！

NEWS

飲食店で働いているのですが、店が休業で収入が減ってしまいました。このままでは家賃が払えません…

住宅確保給付金の申請をお手伝いします！

自営業をしています。ニュースで話題の給付金や補助金ってどうすればもらう事ができるのですか？

制度に応じた相談先をご案内します！

子どもが長期間引きこもっています。これから景気も悪くなりそうなので、将来の事が不安になってきました…

ご本人に寄り添った支援を行います！



- 相談者用連絡先：0800-200-8011 (フリーダイヤル)
- 開設場所：くらしサポートセンター守口内 (市役所の開庁時間と同じ)
- 利用時間：平日午前9時～午後5時30分まで
- 利用について：ご利用は無料です。また、相談はご本人だけではなく、ご家族の方からでも可能です。

新型コロナウイルスの影響で収入が低下するなど、経済的・社会的にお困りの方の総合相談窓口として、生活に困窮されている方の支援を行ってきた「くらしサポートセンター守口」内に新型コロナウイルス市民生活支援総合センター」を開設します。

Q1：次のどれかに当てはまりますか？

- ・ 2年以内に離職や自営業廃業等があった。
- ・ やむを得ない理由で収入が減った。
例：働いている職場が休業になった、自営業で契約がなくなった等
- ・ 内定の取消し等があった。

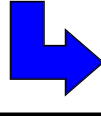
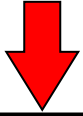


住宅確保給付金 チェックシート



当てはまる

当てはまらない



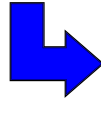
住居確保給付金の対象外です

Q2：次のどちらかに当てはまりますか？

- ・ 離職や収入減の際、生活費を主に負担していた。
- ・ 以前は違ったが、離婚などにより生活費を主に負担する立場になった。

当てはまる

当てはまらない



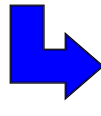
世帯の中で生活費を主に負担している方が
申請してください。

Q3：次のどちらかに当てはまりますか？

- ・ 守口市内在住。
- ・ 既に住居がなく、守口市内での居住を希望している。

当てはまる

当てはまらない



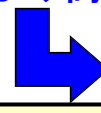
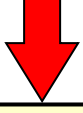
他市町村の居住者・居住希望者は、
その市町村で申請してください。

Q4：表面の基準額より世帯全体の収入と金融資産(現金・預貯金等)は低いですか？

※収入は、申請月の給与の総支給、失業給付、各種年金、児童手当、児童扶養手当等

基準より低い

基準より高い



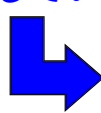
今後、基準額を下回った際に再度検討ください。

Q5：現在、同様の公的給付を他に受給していますか？

例：生活保護、職業訓練受講給付金 等

受給していない

受給している

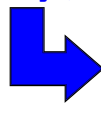


受給中は対象外となります。
今後、受給終了後に再度検討ください。

Q6：以前に住宅確保給付金を利用したことがありますか？

利用した事はない

利用した事がある



一定の要件を満たせば、再度申請できる場合があります。

例：以前受給を受けていた際に常用での就職が決まったが、
会社都合で解雇となった場合 等

住宅確保給付金を受給できる可能性があります。

主な
注意
点

- ・ 支給対象は賃貸住宅の家賃（共益費・管理費・水道光熱費等は除く）です。（持ち家、地代は対象外）
- ・ 受給中は月に1回、求職活動や収入額の報告が必要です。
- ・ 収入基準を超える就労収入があった場合や制度趣旨に添わない場合は支給中止となる場合があります。
（詳しくは、くらしサポートセンター『住居確保給付金のしおり』をご覧ください）